別表一の一一㈠の表中

法人税額の特別控除額
（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「12」＋別表六の二(六)「21」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「52」＋別表六の二(十)「42」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「38」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「25」＋別表六の二(十五)「27」＋別表六の二(十六)「17」＋別表六の二(十七)「37」＋別表六の二(十八)「18」＋別表六の二(十九)「22」＋別表六の二(二十)「42」＋別表六の二(二十一)「19」）

を

法人税額の特別控除額
（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「21」＋別表六の二(六)「37」＋別表六の二(七)「50」＋別表六の二(八)「42」＋別表六の二(九)「24」＋別表六の二(十)「38」＋別表六の二(十一)「43」＋別表六の二(十二)「25」＋別表六の二(十三)「29」＋別表六の二(十四)「27」＋別表六の二(十五)「37」＋別表六の二(十六)「22」＋別表六の二(十七)「22」＋別表六の二(十八)「47」＋別表六の二(十九)「19」）

に、

外国税額
（別表六の二(二)「12」）

額

を

外国税額
（別表六の二(二)「16」又は別表六の二(二の二)「12」）

に改め、同表の記載要領第四号㈠中「第68条の11第12項」を「第68条の11第７項」に改め、「、第68条の14第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額）、第68条の15第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）」を削り、「又は」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の14第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額）若しくは第68条の15第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）、」を加え、「経営革新設備等に係る法人税額）、」を「経営革新設備等に係る法人税額）若しくは」に改め、「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）附則第110条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15第５項（連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額）」を削り、同号㈡中「別表六（二十六）「31」」を「別表六（二十四）「31」」に改める。

別表一の一一㈢の表中

法人税額の特別控除額
（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「12」＋別表六の二(六)「21」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「52」＋別表六の二(十)「42」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「38」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「25」＋別表六の二(十五)「27」＋別表六の二(十六)「17」＋別表六の二(十七)「37」＋別表六の二(十八)「18」＋別表六の二(十九)「22」＋別表六の二(二十)「42」＋別表六の二(二十一)「19」）

を

法人税額の特別控除額
（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「21」＋別表六の二(六)「37」＋別表六の二(七)「50」＋別表六の二(八)「42」＋別表六の二(九)「24」＋別表六の二(十)「38」＋別表六の二(十一)「43」＋別表六の二(十二)「25」＋別表六の二(十三)「29」＋別表六の二(十四)「27」＋別表六の二(十五)「37」＋別表六の二(十六)「22」＋別表六の二(十七)「22」＋別表六の二(十八)「47」＋別表六の二(十九)「19」）

に、

外国税額
（別表六の二(二)「12」）

額

を

外国税額
（別表六の二(二)「16」又は別表六の二(二の二)「12」）

に改め、同表の記載要領第四号㈠中「第68条の11第12項」を「第68条の11第７項」に改め、「、第68条の14第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額）、第68条の15第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）」を削り、「又は」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の14第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額）若しくは第68条の15第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）、」を加え、「経営革新設備等に係る法人税額）、」を「経営革新設備等に係る法人税額）若しくは」に改め、「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）附則第110条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15第５項（連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額）」を削り、同号㈡中「別表六（二十六）「31」」を「別表六（二十四）「31」」に改め、同表の次に次の一表を加える。